

医療費通知とは

あなたがかかるれた病院や薬局等の医療機関名と通院（入院）日数とそのときにかかった医療費の総額が記載されている通知書です。

広域連合は、医療機関が医療費を正しく請求しているかを、第三者機関を通して審査しております。しかし、診療回数等こちらで把握できない部分については、被保険者の皆様の目で確認していただく以外には確認する方法がありません。医療機関からの請求内容に間違いないかを確認していただくことで、後期高齢者医療制度の健全な運営を図ります。

医療費通知の見方

- | | |
|--------|--|
| 医療費の総額 | <ul style="list-style-type: none">・保険診療の対象となった費用の総額（10割）が記載されています。あなたが医療機関等の窓口で負担した額ではありません。・薬の容器代、往診時の車代、健康診断料、診断書料、入院時の室料差額、歯科保険外診療などの保険給付以外の費用及び食事・生活療養費の額は含まれておません。 |
| 診療区分 | <ul style="list-style-type: none">・医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復、鍼灸、マッサージのいずれかが記載されます。 |
| 日 数 | <ul style="list-style-type: none">・あなたが医療機関等で入院（通院）された日数が記載されています。・電話等で病状診断を受けた場合も含まれます。 |
| 診療年月 | <ul style="list-style-type: none">・医療費の請求につきましては、第三者機関による審査を経て行われるため、通知内容の期間は3～6ヶ月以前のものになります。
なお、医療機関等の請求遅れ等により、医療費通知に表示されない場合があります。 |

ご連絡、お手続きは不要です

この医療費通知は、あなたの受診分のお知らせであり、請求書ではありません。
医療費通知の記載内容にご不明な点がございましたら、本広域連合までご連絡ください。

次回発送分より、医療費通知が確定申告に使用できるように項目等変更となります。
また、医療費通知の発送が年二回（7月、翌年1月予定）に変更となります。
※今回発送分も含め、すでに発送している医療費通知については確定申告には使用できません。

問い合わせ先

山口県後期高齢者医療広域連合事務局
業務課 医療給付係
TEL 083-921-7113

